

令和7年度第1回 国土交通省航空局 入札監視委員会 審議概要		
開催日及び場所	令和7年7月28日（月） オンライン形式による開催	
委員	委員長：橋爪 宏達（大学改革支援・学位授与機構研究開発部 教授） 委員：江川 淳（日本橋江川法律事務所 代表弁護士） 委員：平田 輝満（茨城大学大学院理工学研究科 教授）	
審議対象期間	令和6年10月1日～令和7年3月31日	
建設コンサルタント業務等	1 件	
役務の提供等	2 件	
工 事	0 件	
地方官署 工事・一般競争	0 件	
合 計	3 件	
委員からの意見・ 質問、それに対する 回答等	意見・質問	回 答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見 の具申又は勧告の 内容	なし	

(別紙) 委員からの意見、質問、それに対する回答等	
意 見 ・ 質 問	回 答
【建設コンサルタント業務等】 一般競争 「令和6年度 気候変動による平均海面水位の上昇に伴う空港土木施設への影響検討業務」 ○入札説明書を配布した業者数はどのくらいになるのでしょうか。またこの中には入札情報サービスの業者も含まれますか。 ○情報収集の数を差し引いても結構多くの社が入札説明書を受け取ったということでしょうか。 ○7、8社はある程度この案件に興味があるからこそ入札説明書を受け取りにきたが、入札説明書をみたら業務を履行するのに十分な自主体制が組めないことがわかったので入札参加しなかったということでしょうか。 ○入札説明書を受け取りに来ている業者は、本当に受注しようと思っているところだけではなく、とりあえずもらおうという場合もあるのでしょうか。また、今後社内体制を整備した上で入札参加する可能性もあるので、入札説明書をもらうこともあるのでしょうか。 ○結果的に1社しか競争参加しなかったわけですが、何社も入札説明書を受け取りに来ることは良いことだと思いますので、他の案件でもうまく周知できればよいと思います。	○13社ございました。13社の中には情報収集されているであろう社も含まれていると思われます。 ○7社から8社ぐらいは受注可能業者がいると思われます。 ○業者にヒアリングを実施したところそのような回答でございました。 ○そういう場合もあると思われます。国として今どのようなことをやっているのか、あるいは国がどのようなことを考えているのかなど、入札説明書の内容から見えてくるため、情報収集されているのかもしいないと思っております。

【物品の製造】

一般競争

「MLAT-24型マルチラレーション装置1式の製造（東京空港事務所用）

（製造・設置・調整）」

○令和6年度について、2空港に発注をしていますが、別々の事業者が受注したのでしょうか。

○羽田空港向けの発注に受注した事業者は大阪空港向けの発注に参加したのでしょうか。

○両社で価格競争してもらうには、なにか工夫できるのでしょうか。

○令和6年度は羽田空港向け及び大阪空港向けに装置を発注しましたが、羽田空港向けの競争参加申請は1社、大阪空港向けは2社でした。入札の結果、両空港はそれぞれ異なる事業者が受注しております。

○羽田空港向けの発注者は、大阪空港向けの競争参加申請も行っていましたが、入札を見合わせたため、結果的に1社のみが応札し受注しました。また、大阪空港向けを受注した事業者へのヒアリングでは、「羽田空港は規模が大きいため、大阪空港に注力した」との説明がありました。1社で両方の発注に参加するのは難しかったのではと考えています。

○一年に1式の発注であれば複数社に参加してもらえるのではないかと思います。発注のタイミングを各年度で平準化することは予算の都合や装置の老朽化状況などの要因により、現状では困難な状況となっています。

【役務の提供等】 一般競争 「統合 Active Directory 更新業務（本省／北海道／関東／関西・四国／沖縄ブロック）」 ○1 者応札の分析結果について、公告時期が他の案件と重なりやすい時期であったとのことですが、他の案件とはどのようなものを示しているのでしょうか。 ○事後的に考えるとそうであったとしても、公告を出す前の更新計画を策定する段階でわからなかったのでしょうか。 ○システムのソフトウェアの所有権は国にあるとのことですが、ハードウェアを調達してきて、国からソフトウェアに関する情報提供が行われているのに、参加者が出てこない理由は何がありますか。	○一般的には統合アクティブディレクトリーのシステムは他の業種でも整備が行われており、航空局以外の民間会社等でも取り入れられている基本的なシステムですので、発注時期として国の発注だけではなく、他の民間会社が同一時期に発注していた時期であったということです。 ○5年に一度の更新であるため、タイミングとして情報収集や分析不足の面も結果としてあったかもしれません。 ○分析では、全国規模になる今回のシステム更新であり、体制構築が困難であったと思われます。同一ソフトを可能な限り長い期間使いたいという観点と予算的な観点も踏まえてこのような形になっていることが要因の一つであると思っております。
【抽出案件以外】 「公募型随意契約試行案件の検証結果報告」 ○特段異論はありませんが、コスト縮減効果もあって、その他の効果もあったとのことなのですが、何か想定されるデメリットとかマイナスの効果というものはあるのでしょうか。 ○予定価格に対して、落札率90何%というような入札が多いわけですが、事前に見積もっている額というものはある意味、かなりの精度で提	○デメリットは、今回のモデルケース3件ではありませんでした。試行期間の2年間の中でデメリットの有無等についても精査していければと思っております。

示されているものと思います。そこからどれだけ安くなったかということ、これから調査して頂けるということで2年後にお聞き出来るものと思っています。期待しております。 ○期待以上の効果が出たという印象を持っています。特にその他の効果のところも、いろいろ不確実性があると過剰なリスクマネジメントというのは取りやすくなると思います。何より、工期が確保できて品質向上にも寄与するというのは、人手不足の中で非常に重要なことだと思うので、是非前向きに評価してもらいたいなと思いました。また不確実性をなるべく減らすような仕様書だとかの書き方など学びがあると良いので、続けているなかで、業者がどういう対応するかなどのシミュレーションしておくという非常によいかなと思いました。これだけ効果があるのだから、製造だとか保守だとか他の分野全てとは言いませんが、最適化の検討をやりつつも、結構切羽詰まってきた状況で供給力不足みたいなものもあるので、1者応札が続いているならば、トライアルケースとして少し検討を幅広くやってみてもよいかなと思いました。	○今回、委員の先生方にご審議頂きまして、まずはテストケース3件を行われたことが非常に大きな一歩になりますので、今回ご指摘・アドバイス頂いた内容を踏まえまして、しっかりと2年間の試行期間に臨んで参りたいと思います。引き続きよろしくお願い致します。
---	---